

○国家戦略特別区域法（平成25年法律107号）

第二十条の五 国家戦略特別区域会議が、…国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者…が、…特定区域に居住する者に対して、特定処方箋（…対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋…）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、…薬剤師に薬剤遠隔指導等（テレビ電話装置その他の装置…を用いて行われる…情報の提供及び薬学的知見に基づく指導…）を行わせる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの…）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の…認定を受けたときは、…薬局開設者は、…薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 …映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、…薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合する方法より行われるものであること
- 二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（特定処方箋により調剤された薬剤を購入し、又は譲り受ける場合に薬剤遠隔指導等を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚生労働省令で定める場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること。
- 三 …薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すること。

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）

第三十一条 …厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。